

工事成績評定通知実施要領

(目的)

第1条 本要領は、神戸市水道局「工事成績評定要領」(以下「評定要領」という。)第1に規定する工事成績の評定に関して、その通知、説明請求及びそれに対する回答に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 前条の通知の対象とする工事は、評定要領第2に規定された対象工事とする。ただし、1件の請負金額が500万円未満のものについては、請負人から請求があった場合に限り通知するものとする。

2 前項ただし書に規定する請求の期限は、工事完成後1年間とする。

(評定の結果の通知)

第3条 管理者は、評定要領第8の規定により報告書が提出された後、当該工事の請負人に評定の結果を速やかに別記様式第1により通知するものとする。

(説明請求)

第4条 前条に規定する通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により、管理者に評定の結果について説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第5条 前条に規定する書面の提出先は、水道局経営企画課とする。

(説明請求に対する回答)

第6条 管理者は、第4条に規定する説明請求を受けた場合、速やかに別記様式第2により回答するものとする。

2 管理者は、前項に規定する回答をする場合、別に定める工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前2年間に完成した工事の請負については、施行日以降1年間に限り、第2条に規定する請求を行うことができるものとする。

(附則)

この要領は、平成 30 年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和5年2月 27 日から施行する。

契約の相手方
商号又は名称
代表者氏名 様

神戸市水道事業管理者

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知いたします。
なお、評定の結果に疑問があるときは、神戸市水道局に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。
説明請求に対する回答は、書面によりいたします。

記

工 事 名	(契約番号 - -)	
工事成績評定結果	評定 _____ 点	
評 定 結 果 の 内 訳		
評価項目	細 別	評定点 / 満 点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3 点
	II. 配置技術者	/ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0 点
	II. 工程管理	/ 8.1 点
	III. 安全対策	/ 8.8 点
	IV. 対外関係	/ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9 点
	II. 品質	/ 17.4 点
	III. 出来ばえ	/ 8.5 点
4. 工事特性 (加点のみ)		/ 7.3 点
5. 創意工夫 (加点のみ)		/ 5.7 点
6. 社会性等 (加点のみ)		/ 5.2 点
7. 法令遵守等 (減点のみ)		- 点
評定点合計 (四捨五入により整数とする)		/ 100 点
総合評価落札方式における履行義務違反		有 ・ 無 ※
工事の 技術的難易	工事 区分	(. .)
		易 ・ やや難 ・ 難 技術的難易度評価
週休2日工事達成状況	対象外 <input type="checkbox"/> 4週8休 <input type="checkbox"/> 4週7休 <input type="checkbox"/> 4週6休 <input type="checkbox"/> 未達 <input type="checkbox"/>	

(注) 本通知書の内容に関しては、神戸市水道局のホームページに掲載している工事成績評定要領をご参照ください。

(ホームページURL

<https://www.city.kobe.lg.jp/a38134/business/annaitsuchi/gyousha/01/index.html>)

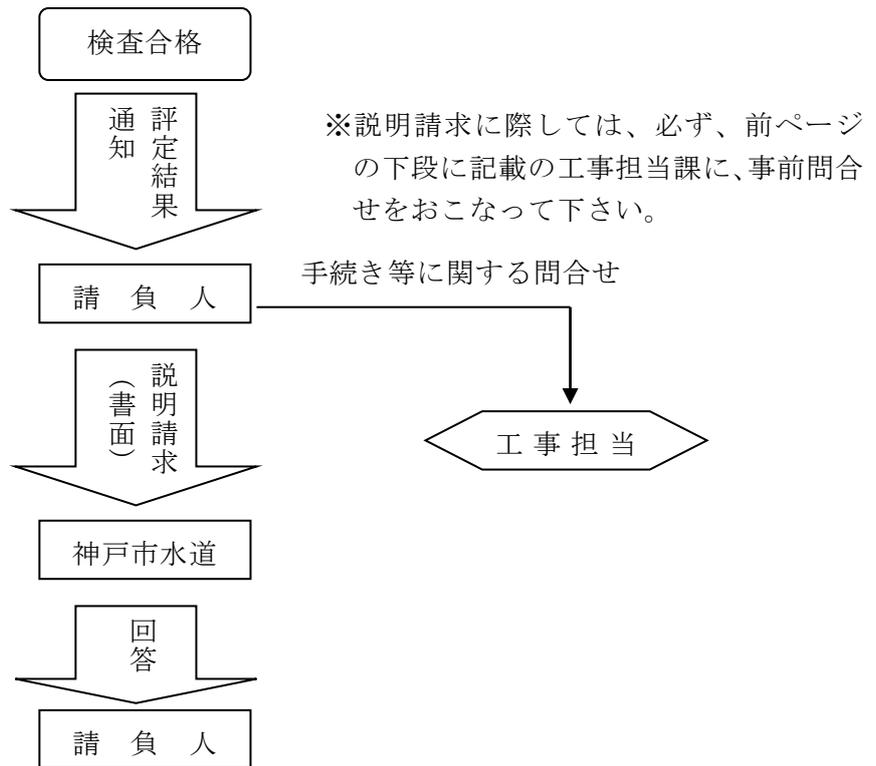
※履行義務違反の内容

【説明請求に関する問合せ先】

(工事担当課) 神戸市水道局

TEL

評定結果に対する説明請求の手続きの流れ



【説明請求について】

工事成績評定結果について疑問がある場合は、神戸市水道局に対して説明請求することができます。その際には、事前に工事担当課（表面に記載）へ手続き等に関する問合せを経てから書面により提出して下さい。説明請求ができる期間は、評定結果の通知を受けた日から14日（休日を含む）以内です。

・説明請求（書面）

説明請求書には、契約番号、工事名、疑問の旨を記入して下さい。

・説明請求書の提出先

〒650-0016

神戸市中央区橋通3丁目4番2号

神戸市水道局経営企画課 宛

(TEL 078-381-7853)

別記様式第2

神水 第 号
令和 年 月 日

契約の相手方

商号又は名称

代表者氏名 様

神戸市水道事業管理者

工事成績評定に係る説明書（回答）

神戸市水道局工事成績評定通知実施要領第6条第1項に基づき、 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名
- 2 説明請求に対する回答

以上